

〈新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮する方対象〉

【緊急支援】 2021 年前期分 授業料減免申請の受付について

新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が厳しく、今後の修学が困難な方を対象として、【緊急支援】2021 年度前期分授業料減免申請を受け付けます。希望者は以下の内容を確認のうえ申請してください。

■支援① 緊急家計急変対応

- 申請対象：コロナ禍により家計が急変した方。大学院生・留学生含む全学生（正規学生）が対象。
- 支援額：半期授業料の全額または一部額

■支援② 緊急経済支援対応

- 申請対象：2020 年度以降入学の日本人学部学生で、コロナ禍の直接的・間接的な影響により修学を継続するために経済支援が必要な方。
※2019 年度以前入学者や留学生は、同じ基準の学内制度に申請可能なため対象外。
- 支援額：半期授業料の 2/3 額（178,600 円）
※修学支援新制度により既に 2/3 額免除となる方は、自己負担額となる 1/3 額

【支援①・② 共通】

- 申請方法：HP 掲載の必要書類チェックリストを確認し、同じく掲載の申請様式により必要書類を取り揃えて、下記授業料免除申請期間内に申請してください。
 - ◎申請期間 **4月5日（月）～7日（水） 9：00～13：00、14：00～17：00**
 - ◎申請場所 大学会館 3 階 小集会室
申請は郵送でも受け付けます。封筒の表に「緊急支援授業料免除申請」と朱書きし、最終日（4月7日）必着で郵送してください。
 - ◎送付先 〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学学生生活課学生支援係 宛

* 必要書類チェックリスト・申請様式等の掲載箇所はこちら →

※申請様式はページの下方にあります。

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>



- 審査等：支援①・支援②とも、申請要件および家計基準（本学独自の授業料免除制度の基準）を満たす方に、2021 年前期分授業料の全額または一部額を減免します。修学支援制度の減免対象となる方（支援区分ⅡまたはⅢ）は、自己負担すべき授業料額からの減免となります。
※予算の範囲で実施しますので、必ず免除されるわけではありません。
- 留意事項
 - * 留学生 A 枠や修学支援新制度において、授業料全額免除が決定している方は申請できません。
 - * 本学独自の授業料免除制度と併せて申請することや、支援①と支援②を同時に申請することはできません。ただし、修学支援新制度と併せて申請することは可能です（基準が異なるため）。
 - * 不備・不足があった際に備え、大学からの照会には速やかに応じるようにしてください。

【本件に関する問い合わせ先】 学生生活課学生支援係 0742-20-3550・3258